

## 海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子

(本邦金融機関向けクレジットライン)

### 1. 対象金融機関及び選定要領

- (1) 対象金融機関：株式会社国際協力銀行業務方法書に規定する銀行等
- (2) 選定要領：個別信用力審査等を経て対象金融機関を決定。

### 2. 貸付条件

- (1) 借入人：原則として、上記1. 対象金融機関の日本所在の本店。
- (2) 対象案件：
  - ① 我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配するために必要な資金の貸付けを行う案件。
    - イ 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
    - ロ 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
    - ハ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人
  - ② 投資金融（「海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子（資源・エネルギーの確保・開発の促進、海外 M&A の支援）」の対象案件、及び我が国の法人等が出資する外国法人等による第三国輸出や進出先国での販売支援のための投資金融案件（ローカル・バイヤーズ・クレジット）を除く）の対象であって、中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）の海外展開支援に資する案件。
  - ③ 投資金融（資源金融を除く）の対象で、大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰することのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の進出日系企業に及んでいる開発途上地域に進出している中堅企業・中小企業者に係る案件。
- (3) 対象転貸先：
  - 本要領 2. (2) ①の対象案件：我が国の法人等
  - 本要領 2. (2) ②及び③の対象案件：中堅企業・中小企業者、中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等。
- (4) 通貨：原則米ドル。
- (5) 融資割合：対象転貸先に対する融資総額全体の 6 割以下（但し、対象転貸先が中堅企業・中小企業者又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は対象転貸先に対する融資総額全体の 7 割以下）。
- (6) 適用金利：ベース金利に与信先の信用力見合いのプレミアムを上乗せ。但し、中堅企業・中小企業者又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等に転貸される場合は、信用力見合いのプレミアムの上限を 31.25bp とする。
- (7) 融資承諾期限：平成 30 年 6 月末日
- (8) 貸出実行期限：融資承諾日より 2 年以内
- (9) 償還期間：個別に決定
- (10) その他の融資条件：個別に決定

以 上